秘密保持契約書（案）

　　国立大学法人大阪大学（以下｢甲｣という。）と○○○○（以下｢乙｣といい、甲乙を総称して以下「本当事者」という。）とは、○○○○○○○○○○○○（以下「本件目的」という。）を実施するにあたり、自己が開示する秘密情報の取扱いに関して、以下のとおり契約(以下｢本契約｣という。)を締結する。

（秘密情報）

第１条　本契約書において使用する「秘密情報」とは、本契約により開示された（以下秘密情報を開示した本当事者を「開示当事者」、受領した本当事者を「受領当事者」という。）、公然と知られていない、あらゆる種類の情報及びデータのことを指し、これには技術、開発に関する情報のみならず、営業販売に関する情報、事業、運営などに関わる情報及びコンピュータのプログラム技術に関する情報を含む。秘密情報には、以上の情報が含まれ、本契約により開示される、電子媒体及び書類を含む、あらゆる種類の記録媒体（以下「記録媒体」という。）自体も含まれる。

２　開示当事者は、秘密情報を記録媒体に記録して開示する場合は、当該記録媒体に秘密である旨を表示しなければならない。また、秘密情報を口頭又は視覚的方法により開示する場合は、開示に際し秘密である旨明示し、開示後３０日以内に当該秘密情報の内容を書面で受領当事者に対して通知しなければならない。

３　次の各号に該当する情報は、前項に基づき定義された秘密情報には含まないものとする。

一　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報

二　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

五　開示当事者から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

（秘密保持義務）

1. 受領当事者は、秘密情報を本件目的のみに使用し、本件目的の遂行に携わる限定された自己の従業員・教員・職員・役員以外に開示・漏洩してはならない。ただし、甲において、本件目的の遂行のために、甲と雇用関係のない就学中の学部生、大学院生、研究生、研究員等に開示する場合は、甲の研究代表者は、本契約を遵守するよう教育・指導するものとする。

２　受領当事者は、秘密情報について、自己の秘密情報と同程度の注意義務をもって厳重に管理するものとする。

３　受領当事者は、秘密情報を開示当事者の事前の文書による承諾なしに複製してはならない。

（法令に基づく開示命令の場合の特例）

第３条　受領当事者は、秘密情報につき、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命じられた場合は、当該裁判所又は行政機関に対して当該秘密情報を開示することができる。開示を命じられた者は、当該開示に先立ち、開示当事者に対して、開示を命じられた旨を通知し、可能な限り開示当事者の秘密情報の保護に努めるものとする。

（情報・資料の返却等）

第４条　受領当事者は、その使用目的が終了したとき、開示当事者から要求があったとき、又は本契約が終了したときは、開示当事者の選択に従い、直ちに秘密情報（複製物も含む）を開示当事者に返却し、又は自己の責任において記録媒体を破棄若しくは消去しなければならない。

（表明保証）

第５条　開示当事者は、秘密情報の開示に際し、当該秘密情報の開示につき、必要な権限、権利及び能力を有すること、並びに本契約に基づく秘密情報の開示が適法であり、第三者との契約違反を構成しないことを表明し、保証する。

２　開示当事者は、受領当事者に対し、開示される秘密情報に何らかの誤り又は瑕疵があった場合でも、一切の責任を負わないものとし、秘密情報の内容及びその使用について、本条１項に規定するほか一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

（実施権の不許諾）

第６条　本当事者は、本契約のもとでの秘密情報の開示が、受領当事者に対する開示当事者の特許、実用新案、著作権、ノウハウその他の知的財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではないことを確認する。

（知的財産権）

第７条　本当事者は、開示された秘密情報に基づいて発明、考案、意匠、植物品種、データベースの著作物、プログラムの著作物、半導体集積回路の回路配置、及びノウハウの創作を行うことが、本件目的に含まれていないことを確認する。もし、受領当事者が、開示当事者から開示された秘密情報にもとづき、又はこれが存在しなかったらなしえなかった、発明や開発などを行った場合には、直ちに開示当事者に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第８条　各本当事者は、他の本当事者が本契約に違反したことにより損害を被った場合には、当該他の本当事者に対し当該損害の賠償を請求することができる。この場合、賠償されるべき損害には、損害を補填するに要する費用（合理的な弁護士費用を含む。）を含むものとする。

（契約期間）

第９条　本契約は、令和○○年○○月○○日から効力を有するものとし、本件目的が終了したとき、又は令和○○年○○月○○日のいずれか早く到来する日に終了するものとする。ただし、本当事者は、当該期間満了前に協議の上、本契約の契約期間を変更することができる。

２　前項の規定にかかわらず、第２条及び第５条１項の規定は、本契約終了後３年間、第７条第２文の規定は、本契約終了後もなお、５年間有効に存続するものとする。

（譲渡禁止）

第１０条　本契約上の地位及び権利義務は、他の本当事者の事前の書面による同意のない限り、第三者に対して譲渡してはならない。

（協議）

第１１条　本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関し疑義を生じた場合は、本当事者で協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたるものとする。本当事者は、本契約に関する一切の紛争のうち、協議の上解決できないものについては、大阪地方裁判所を第１審の専属管轄とすることに合意する。

　　本契約締結の証として、契約書正本２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　（甲）〔勤務先住所〕

国立大学法人大阪大学

　 　〔部局、役職、氏名〕　　　　　　印

（乙）〔住　所〕

○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　〔部署、役職、氏名〕　　　　　　印